

平成26年度会長の職務代行順位及び運営委員会幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

1 職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、

(1) 北名古屋市総務部情報課長

(2) 設楽町総務課長

の順とする。

2 平成26年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛知県
-------	-----

幹 事	
地域ブロック	市町村名
尾 張	北名古屋市
	扶桑町
海 部	津島市
	飛島村
知 多	常滑市
	阿久比町
西三河	碧南市
	幸田町
豊田加茂	みよし市
新城設楽	新城市
	設楽町
東三河	蒲郡市

〈参考〉あいち電子自治体推進協議会会則

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会員及び準会員である団体の情報担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

- 2 運営委員会に運営委員長及び別表に定める地域ブロックを代表する幹事で構成する幹事会を置く。
- 3 運営委員長及び幹事は、会長が選任する。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項